

平成27年第3回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年9月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 48 号 平成 26 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 49 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 50 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 51 号 平成 26 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 52 号 平成 26 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 53 号 平成 26 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 54 号 平成 26 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 55 号 平成 26 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議案第 56 号 平成 26 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 11 議案第 57 号 平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 12 議案第 58 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 13 議案第 59 号 平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 14 議案第 60 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 15 議案第 61 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

日程第 16 議案第 62 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 17 議案第 63 号 平成 26 年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決
算認定について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、11番吉田正君の一般質問を許可いたします。

11番吉田正君。

○11番（吉田 正君） おはようございます。

ただいま議長のほうから11番吉田正、登壇の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思っております。

その前に、ちょっと議長にお許しをいただきまして、私10代に茨城県でおりまして、鬼怒川のこともよく知っています。そういうことで、昨日の夕方から朝にかけての災害、心からお見舞いを申し上げて一般質問に入ります。

それでは、通告のとおり従いまして、質問を行いたいと思っております。

まず、第1点目には阿波市内の準用河川、ちょうどたまたま昨日関東のほうでああいうような事故が起きました。それで、その状況についてお伺いをいたします。

この件につきましては、3月議会でも一般質問いたしました。今回も恐らく同じようなことを質問するようになるかわかりません。今回は県から出向せられとる政策監おいでますので、順次質問いたしますが、慎重に審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、阿波町の準用河川の中で県の管理する河川が非常にございます。そこで、私のほうとしても五明谷、柴生谷、伊沢谷の大きな河川、県の二級河川ぐらいのが2川、ほれから市場の日開谷、これも大きな河川でございまして、どことも昨日鬼怒川でこけよったように、大きな大木に育っております。この木の伐採をしていただくのが今回の私の質問になつてくるかもわかりませんが、近年地球の温暖化ということで、集中豪雨が大変あ

ちこちで起こって被害が出ております。そういうことで、今回は一番先に友行部長に答弁をいただくと。ほれと、担当部長、それぞれの部長の見解をお聞きして、それから最後に政策監にお願いし、そういうことで市長には答弁を願うことはないと思いますが、いろいろと考えておいていただきたいと思います。

まず最初に、伊沢谷の伐採についての質問でございますが、この件につきましては教育委員会教育長、あの辺の状況知つとると思います。私もよく通るんですが、もうまた10月が来たら生徒がしまう時期には日が暮れて暗くなる、そういうことで大阪市でも中学生がいろいろなことがあって事件がありました。そういうことで、事件のないうちにあの周辺の伐採をやってもらうべく3月にも質問をいたしました、まんでの今まで動いてございません。私一人がこれもう合併前から言わなきゃって、私一人が踊んじょんかいな、というような気がしてしょうがないです。

阿波市になって、合併してはや10年、それから以降も行政担当部長だけでなしに全体が、そこらはいけるんじゃないかということで予算づけができんもんだろうかと思っております。まず、事故のないうちにこの伐採について、おとついの朝私も行ってきましたが、川の中にも竹が生え茂ったあそこの中へ入ったら何もできんと。そういうことで、最初に友行部長に答弁をいただきたいと思います、この河川の担当部長として、今ある阿波市の中の重要県営の河川が十分に整備ができとるかどうかを明確に答弁をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） おはようございます。

吉田議員の一般質問1点目の県管理河川について、阿波市内を流れる県及び市管理の河川整備についてお答えいたします。

委員ご質問にありましたように、台風18号から変わった温帯低気圧の影響などにより、昨日10日未明、関東地方を襲った記録的豪雨により、各地で甚大な被害が発生しております。中でも茨城県の鬼怒川の堤防決壊による氾濫や浸水被害の衝撃的な報道映像を見ると、水の脅威と河川整備の重要性を再認識したところでございます。

阿波市内の河川は、阿讃山脈から緩やかに吉野川に流れ込んでおり、下流に行くほど河川勾配が緩くなり、土砂が堆積しやすい状況にあります。堆積により河川の通水面積も減少し、雑木が自生することで水の流れを阻害している要因にもなっております。

阿波町内の河川の状況を確認したところ、議員ご指摘のように、河川内に樹木が繁茂し

ており、対岸はもとより河床も見えない箇所もございます。市内には多数の河川が流れ込んでおり、県管理河川について東部県土整備局吉野川庁舎に確認しましたところ、県においては護岸整備などの整備計画がない河川は維持管理での対応となり、毎年数カ所の整備工事と維持管理を行っております。阿波市内での平成26年度の維持管理の実績としましては、除草が3河川6カ所、樹木の伐採が9河川12カ所、しゅんせつが1河川1カ所、管理道や護岸の修繕など12河川13カ所が実施されております。

平成27年度におきましては、追加予算の状況にもよりますが、昨年度並みの対応を目指しており、河川整備事業といたしましては、九頭宇谷川の護岸整備、熊谷川においては、国庫補助事業の総合流域防災事業にて約40メートルの河川工事を施工する予定と聞いております。大久保谷川及び伊沢谷川の県道鳴門池田線から吉野川合流点までのしゅんせつにつきましては、平成25年度に県へ要望しておりますが、延長が長いため、現在も実施されていない状況でございますが、現在国土交通省が施工中の西原地区災害復旧工事において、降水時期までの埋め戻し土砂として、伊沢谷川の吐き出し部の堆積土砂約1万1,000立方メートルを使用すると説明を受けており、吐き出し部の土砂が、一部ではありますが撤去されることにより流れが改善されるものと考えられます。あわせて、災害復旧完了後も堆積土砂のしゅんせつを年次的に計画しているとお聞きしております。

一方、阿波中学校東側の大久保谷川の河川区域に生えている樹木につきましては、中学校周辺の防犯や景観を考え伐採等の要望をしておりましたが、個人、団体などによる公募伐採にて、今年の河川渇水期であります11月以降実施する予定とお聞きしております。

なお、対岸の左岸側は昨年度に公募伐採を実施しており、景観改善等が図られたところでございます。市といたしましても、市管理の準用河川の適切な管理に努めるとともに、県管理河川のしゅんせつ及び樹木の伐採につきましては、管轄する東部県土整備局吉野川庁舎に対し、機会あるたびに要望しております。住民の安全・安心対策として河川整備が欠かせないものでありますので、今後とも大久保谷川で実施しております公募伐採の箇所の拡大など、年次的な取り組みが図られるよう強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 吉田議員の一般質問、県管理河川の整備についてのうち、阿波中学校東側の大久保谷川の樹木伐採について、教育委員会からお答えをいたします。

吉田議員からは、昨年の第3回定例会において、阿波中学校東側の大久保谷川の河川区域内の樹木伐採について質問をいただいております。

教育委員会におきましては、大久保谷川が県管理の河川であることから、阿波中学校、建設課とも相談しながらPTAや生徒、ボランティア等で対応できないか協議を進めてきたところですが、木が大きくなっており危険も伴うため、作業不慣れな人には伐採は困難な状況でございました。結果として、徳島県との協議により、徳島県が事業主体として個人、団体などによる公募伐採という形で進めていただき、昨年度左岸側を実施し、今年度右岸側が実施予定であると聞いております。

なお、下草とか道路にかぶっている枝等については、建設課と協議しながら対応してきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） 再問をいたします。

再問はそちらへ行っておりませんが、ただいま建設部長のほうからご答弁いただきましたが、何か所もいろいろと事業をしとるような答弁をいただきましたが、私は阿波町で住んでおって阿波町の県の準用河川の状況、これは部長が言いよるようきれいに整備もできとらんし、木の一本も切ってくれとらんように思います。

これはもう私だけが踊んじょるような気がする質問になるんやけど、学校、教育委員会にしる建設部にしろ、いろいろ、もしも事故があった場合に現状をほんまに見てもろとんかいなと思うような現場なんです。それで、東のりのほうは去年切ってくれたように思います、それはクヌギの木でシイタケが植わる木原木なんよ。それを切ってお持ち帰りくださいということで行政は看板を立てただけで、残りの要らん人、クヌギの木を大量に要る人だったら切っていいんで済んどんだけど、まだ残とるクヌギが大分あると思うんやけど。現場見てもろたらわかると思います。おついしょに、ほんまに言われたけんてがけたらええかというような関係じゃなしに、対面が見えるように森林、林、昨日の台風の決壊も大きな木が茂って、あれが提を、木がこけたら提がこっから切れていくというようなことが現実起こっております。ほなけん、ほんまにきれいごとの答弁は私もう要らんのです。これもう何十年もやとることじゃけん。私も大概現場見に行きよるけんさわったらわかるんやけど、教育委員会のほうにもいろいろと学校のPTAのほうの団体、ほれから学校の関係の人が教育委員会部局、教育長に対して、あの周辺は危険だから木を

伐採してくれとか、いろいろな要望がないけん知らん顔しとんだらう。あるんだったら教育委員会と建設部と、それから副市長、市長、現場を見てもろうて対応していくのが行政ではないかと思うんですけれども。現実、西林のほうの五明谷とか柴生谷、これはもう木がものすごい茂って、木ももう抱えるような太さになつとんもあります。これ、樋門のどこまで流れていってそこで水がせきとめたら、もう恐らく東村全体やられる。昨日のなにと一緒のようになりますよ。ただ、山が浅いけん水の量は少ないけんほういうことは起きよらんのだらうけど、去年、おとし、樋門の調子が悪うて閉めたらあの一帯に水が走ったというような経験もあるん部長も知つとると思います。知つとるでしょ。ほやけん、そういうことが二度と起こらんように、堤防、河川の中の堤に生えとる木、底から生えとる木、自然工法でやるんはええだらうけど、置いとくんもええだらうけど、岩津の橋のどこも生態系がどうのこうので、あそこのところは今のところは手はつけられん、せんということ建設省のほうがいいましたということなんだけど、ああいうところが危険で、いつきはあそこらも壘を流したこともあるし火流しもやった。今ほんなことはしょうらんけど、確かにあそこは対岸からの水が当たるけん、それは潜水で調べよらんのだらうと思いますけど、あそこらも危険なことと思います。

ほれで、まず政策監に一応お願いしたいのは、今言うたような現況が10年以上続いとんです、20年も余って、県の管理の準用河川で。できるもんなら、せっかく阿波市へ出向していただいて、政策監ということで阿波市のために尽くしていただいております。この際、私は部長、建設部長を初め両県議、それから政策監ともども、県担当の県の土木部へ行ってどなにかしてくれというぐらいの、再々見てもらいよるんですが、見てもろうたけどできませんではいつまでたっても仕事が前へ行かん。政策監にほれをお願いして政策監の答弁をいただいて、なおかつ教育委員会をお願いしたいのは、PTAやいろいろな関係で行政のこういう陳情をするなり教育委員会だけが抱え込むんでなしに、子どものためにあの周辺はもっと整備をすべきと思います。ひとつよろしゅうに、政策監の答弁を聞かせていただいて、もう再問はいたしません。よろしく。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、吉田正議員の河川整備についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま建設部長、教育次長からもご答弁申し上げましたとおり、市内の河川の状況につきましても、河川の形状、それから経年の降雨による増水などの影響から土砂が堆積し



ている箇所、また樹木が生い茂り水の流れの阻害が心配をされる箇所が生じておりました、景観や生活環境への影響、また台風などによる増水の際には護岸部分の洗掘のおそれなども懸念される場所であると認識してございます。県が管理を行う河川につきましては、これまで阿波市といたしましても雑木の伐採やしゅんせつなどについて重ねて要望してきたところでありますが、河川の維持管理予算の状況、それから豪雨などが頻発する中で県全体の県管理河川の中での優先順位、そういったもろもろの状況もございまして、部分的な除草や修繕などにとどまっている状況でございます。

先日、私自身も議員のお話の大久保谷川、それから伊沢谷川など、市内の河川の現場の状況を改めて見てまいりましたけれども、確かに土砂の堆積はもとより、樹木もかなり大きくなっておりまして、またその樹木の繁殖もかなり広範囲にわたっているということを確認してまいりました。そういうことから、河川や護岸への影響も心配されるなというふうに感じております。ただ、その規模、範囲などを考えますと、なかなかこれを一気に解決するというのも難しいなというふうに思いまして、さらにその手法についても、先ほど建設部長がお答えした方法も含めていろいろ工夫していくことが大事かなというふうに考えてございます。

県におきましても、これまでの維持管理、それから本市からの重なる要望で十分その現状は認識いただいているとは考えますけれども、なお事故や被害が起こる前にといいただいまの議員のご指摘を踏まえまして、私からも機会あるごとに地域の強い思い、これを県のほうにお伝えをし、計画的な取り組みが図られるよう粘り強く要望を重ねていきたいというふうに考えてございます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） これで第1問目の質問を終わりますが、ただいま政策監から答弁いただきました。これは必ず実行をしていただくように特にお願いをいたしまして1問目の質問を終わります。

2点目の温暖化の、気象が非常に変わってきております。そういうことで、阿波市の熱中症対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

阿波市内の小・中学校の熱中症対策と、一般市民もどのような対応をしてこれからどのように指導をしていくのかということについて、まず質問を最初に、教育委員会のほうの担当部長に答弁をお願いをいたしまして。

この件、私も急に出したような感じになって、8月の甲子園での高校生の選手権大会、

甲子園で大会がありました。8月9日だったと思うんだけど報道にも載っていましたが、野球の選手がどうも熱中症らしいということで、2人か3人の方が交代をされました。そういう経過があるのと、それと8月8日に、これ新聞の報道です。61人が搬送されると。8月9日に42人と、1日にですよ。それが熱中症らしいということで、診断を受けたら熱中症の病気にかかっとなった、しびれたというようなことで、そういうことであつたので、今回阿波市がどういうふうな熱中症対策を、これから先教育委員会にしる、行政も同じくどのように進めていくのかなということで今回は質問をさせてもらったわけですが。

この地球の温暖化、年々進むというのが国の予測でございます。年々大きな災害が起き、特に建設部長もおりますが、河川に対する豪雨というものが非常に固まってどんと来るような時代だと思っておりますので、現実には危ないところを見て、県がどうのこうの言うより県会議員をお願いして、行政の部長が行くより県会議員にもお願いしたり、政策監もたまにま来てくれておりますので、これを機会に一川、一川でもうちよびちよび広げるんじゃないしに、一川、一川でも木を切っていくなりして市民の安心・安全で暮らせる阿波市と銘打っていけるように、これは行政がやるべき仕事でなかろうかと思っております。木を切ってくれい、どうにかしてくれいということで進めていく行政の、市民もするんが当たり前でないかというような考えでなしに、もうそれぞれの方が年をとっております。そこで、市民の方が、より行政が親身になって何事も進めていかなんだら安心したまちづくりはできんと思っております。

そこで、熱中症対策で行政が今までやってきたことについて、答弁を福祉部長に後ほどお願いすることになります。

それと、教育委員会の担当の次長並びに教育長、どちらでも結構ですが、今まで阿波市には幸いにして熱中症にかかった生徒がないと思っております。市民には多少あつたかもわかりませんが、小学校、中学校でなかったのが幸いだなと思っております。現実、これから年に何度か、0. なんぼかわかりませんが、温度が上がるということで熱中症対策は必要でなかろうかと。私も各小学校、中学校、一応歩いてみたら、昔はアサガオとかへチマとかゴーヤとか植えて熱中症対策をしておりましたが、しとらんとは言わんのやけども、しとるところが少なくて、ほれも先生の定数のおかげでできんのだろうし、父兄も皆勤めよるけんそういう暇がないし、子どもがするには網も張らないかんし、いろいろ手当てするということでできんのはわかっておりますが、そういうことであれば、熱中症に対する行政の

やり方、行政の先輩の今回議員になられました川人議員並びに原田先輩、議員としての先輩の方がクーラーをつけたらどうなというようなことが前々から言われております。クーラーつけたのがええのかつけんのがええのか、我々はわかりません。ほなけん、学校のほうから仮にPTAの役員さん、それから学校の先生方がほんまにどっちが必要なんか要らんのか、できるんらつけてほしいなということがあるんなら、教育委員会が行政と相談をし、予算を置いてもらうというのが私は理想でないかいなと思っております。今までに幸いにして小学生の低学年も熱中症、こういう病気にはかかっていないと思います。これからいろいろと暑い日が続き、夏休みだから家でクーラーにはかかるだろうけど、クーラーをつけて規制的に、こういうときにクーラーをつけるんですよと、クラブする人はクラブして、汗かいたら入ってきたらクーラーで冷えたり水飲んだりしもって自分の体を守っていくという、低学年にしろ子どもは子どもなりに自分の体をぼるということを教育していかなんだら、これからが大変な時期が来るんじゃないかと内心思っております。そういうことで、くどくど言うてもなかなか難しいもんであります。

そこで、各担当部長、それから教育長、これは学校問題の問題だからといっても、教育長が父兄のほうからどうしてもしてくれ、せんないかんのんじゃというような意見があるんなら、教育長のほうから行政の市長に対して、これはどうしてもつけてもらわな、1校からでも、小学校の低学年、1年の者、幼稚園にはクーラーがあります。ほういうことで変わり目で小学校へ入ってくる子がもし熱中症にかかるようなことがあったら、いろいろ行政に対して、教育委員会に対しての責任が起きてくると思うので、そういうことが起こらんようにくれぐれもこれからは気をつけて、特に学校のほうで相談して教育長がまとめて、必要なら必要ということで市長にお願いし、市長もそれは必要だなと、温度が上がってきたよけん、ほんならもうクーラーの予算組んでということになるんだったら、今年から見積もりをして来期に備えるのなら1年生の組だけでもええ、2年生はもう一年上だけん体も丈夫にできとるだろうけん、1年生クラスだけでもつけていくというような、一発にやりゃあええという考えじゃなしに、いろいろできるもんなら順に低学年からでもやっていく。父兄がせいでええと言うたらまだせいでええんです。はっきりここで答弁してくれたら。父兄とか学校がどう望んどるかということが一番に教育委員会が掌握して市長と協議するべきだろうと私は思います。そういうことで、それぞれの立場で答弁をお願いします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の一般質問の第2問目、温暖化による熱中症対策についての1点目の市内小・中学校の夏期時の対策についてのご質問の中で、最初に市民に対しての熱中症対策についてはとのご質問をいただきました。健康福祉部よりお答えをいたします。

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対するなれなどが影響し、体温調整がうまくいかなくなって急に高熱が出たり意識不明になったり、時には死に至ることもある病気でございます。特に体温調整機能が低下している高齢者や体温調整機能がまだ十分に発達していない乳幼児は、成人より熱中症のリスクが高く注意が必要でございます。今年の熱中症が疑われる救急搬送患者を調べてみますと、全国では5月から7月までで3万503人が搬送され、死亡者44名となっております。ただし、国の報道発表が月ごとのため8月分の発表がされておらず、8月は全国的に酷暑日が多かったことから、8月分を含めると3万503人よりもかなり多くの人が搬送されていると推察されます。

また、県内の5月から7月までの救急搬送患者数は233人となっておりますが、これも死亡者はありませんでした。県でも同じように、8月分を含めるとかなりふえるものと思われます。一方、阿波市内における熱中症が疑われる救急搬送者数は、4月1日から9月3日現在で昨年の総数9名を大きく上回り、25名となっております。内訳は、満75歳以上の高齢者が一番多く11名、続いて満65歳以上満75歳未満の方が5名となっております。死亡に至った方はないものの、多くの方が熱中症の疑いで救急搬送をされております。

このように毎年発生する熱中症予防対策として、健康福祉部では、例年熱中症患者が発生しやすい時期の乳幼児健診や一般健診時におきまして、「熱中症を防ぐためには」と題した子どもの熱中症を防ぐポイントなどを記載したパンフレットや、熱中症の予防法や熱中症になったときの対処フローチャートなどを記載した「熱中症～ご存じですか？予防・対処法」と題したパンフレットを配り、熱中症予防を呼びかけているところでございます。また、熱中症患者は毎年ニュースにもなるほど全国的に発生しており、阿波市におきましても、先ほど申し上げましたが、熱中症が疑われ救急搬送をされております。

このようなことから、市民の皆様は熱中症に対する効果的な対策について知識を深めていただくため、去る7月25日に、初めて教育委員会と共催による熱中症予防対策講演会、健康相談をアエルワにおいて開催いたしました。当日は幼稚園、保育所関係者、小・中学校のクラブ指導者や教員、スポーツ少年団、農業関係者、工事事業者、老人会等々の

方々など、多方面から約400名という大勢の市民の皆様のご参加をいただき、熱中症のメカニズムを初め、効果的な予防法や対処法などについて啓発を行ったところでございます。講演会終了後には、健康相談もあわせて実施をさせていただきました。大変意義のある講演会となったと思っております。熱中症患者は毎年発生しており、また屋内など思わぬ場所においても発生しています。今後とも市民の安全・安心のため、さまざまな機会を捉えて市民に熱中症予防に対する広報や啓発を、教育委員会とも連携をしながら行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 吉田議員の2項目め、温暖化による熱中症対策についての市内小・中学校の夏期時の対策についてということでお答えいたします。

全国では依然として学校の管理下における熱中症事故が発生しております。しかしながら、熱中症は活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うことなどの適切な措置を講ずれば十分に防ぐことが可能である。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分、塩分補給、体温の冷却、病院への搬送と適切な処置を行うことにより、重症になることを回避できます。文部科学省からの報告によると、学校の管理下における熱中症事故はほとんどが体育、スポーツ活動によるものでありますが、運動活動以外の部活動や教育課程内での取り組みにおいても発生しており、また暑くなり始めや急に暑くなる日などの体がまだ暑さになれてない時期、それほど高くない気温でも湿度が高い場合等に発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず、この時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずることが大切であるとしています。

このようなことから、特に体育、スポーツ活動では熱中症予防の原則を踏まえ、1つ目として、環境条件に応じた運動、涼しい時間や小まめに休息をとる、2番目として小まめに水分を補給する、3点目として暑さにならしながら活動をしていく、4番目に、個人差があるために十分健康観察を行い、決して無理をさせないなどを意識した指導を心がけているところです。

また、日ごろの熱中症対策の指導としましては、太陽の当たる窓側にグリーンカーテンとしてゴーヤ、ヘチマなどのつる系の植物を育てたり、教室に扇風機を常備し、児童の体調や気温に合わせて利用したりしております。さらに、熱中症に関する気象予報や外気温

を測定してデータを共有するなど、常に教職員間で熱中症予防の指導ができるようにしたり水筒を持ち運びできるようにし、授業中にも水分補給ができるようにしたりしているところもございます。

また、今年の7月25日に健康福祉部と共催し、アエルワで熱中症予防対策講演会を実施いたしました。多くの市民とともに学校関係者の参加もあり、今後の指導に生かしてくれるものと思っております。

次に、学校における普通教室へのエアコンの設置についてであります。

本年度に小学校、中学校の音楽室や図書室、保健室等の特別教室、それから全ての幼稚園の教室へのエアコンの設置が完了をいたしました。残る小・中学校の普通教室のエアコンの設置については、現在1校当たり平均で9.5室が未設置となっております。全体では131室程度となっております。

文科省の調査結果があるのですがけれども、平成26年7月における全国の国公立小・中学校の空調設備の設置状況結果がございます。この結果によりますと、普通教室の空調設備の設置率は32.8%でありました。これより1回前の平成22年10月の調査結果が16%でありましたので、約3年で16%ほど設置率が伸びているという結果でございました。一方、県内の状況でございますけれども、本年の4月時点での県内8市における普通教室、これは特別支援教室学級も含まれた数値となっております。設置率では、吉野川市で100%、それから三好市の42.3%、鳴門市の29.9%、美馬市が29.4%、阿波市は12%、これは特別支援教室が含まれているため数値が上がっております。以下、小松島市、阿南市、最後が徳島市の順となっております。

最近では子どもたちの生活環境が大きく変化してきております。店舗や各家庭でのエアコンが日常的になった状況において、今までと同じ観点で子どもの学習環境を考えることも難しいと言えます。教育委員会といたしましては、夏期休業の短縮やこれまでに議会からいただいたご提案、また教育委員、それから関係各位のご意見を十分に拝聴し、子どもの実態や環境の変化等慎重につかみながら学習環境と健康に十分配慮し、対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） これがもう最後の質問になると思います。

答弁は結構です。

要望しておきます。

今、ただいま次長のほうから学校関係については詳細説明をしていただいたので、議員も皆お聞きしたと思います。そういうことで、これからできることなら低学年から少しずつでも仕上げていくということで、教育委員会のほうから市長にお願いして予算を組んでいただいて、阿波市からは熱中症の子どもが出なかったというのは、これは大きな手柄になる。そういうことで、いろいろございましょうが、私はそれを要望して。特に建設部長に今お願いしてきたけども、河川、できたら早急にいろいろと流木、これだけは処理するように。あれが倒れて樋門にかかったときに、これは大きな問題があるんです、現実。そこらを一応ように考えて行動していただきたいと思います。

それでは、これで私の全て質問を終わらせていただきます。どうも答弁ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで11番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（木村松雄君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番出口治男君の一般質問を許可いたします。

16番出口治男君。

○16番（出口治男君） ただいま議長の許可がいただけましたので、出口治男16番、一般質問を行います。

私の一般質問は、地方創生、大学校また専門学校の誘致について、また給食センターの調理くず残飯の堆肥化、それをもとにして有機の里阿波市の農産物の有利販売ができないかということと、ほれと船戸切幡上板バイパスの沿線について、また船戸切幡上板線の一般道の待避所また改良について、また市内にある温浴施設の指定管理について、4点を質問いたします。

給食センターの調理くずについては檜原伸君がしておりますが、ちょっと違うかなと思っております。私は私なりにやろうと思っております。

第1点目、地方創生、大学校または専門学校の誘致についてを質問いたします。

人口減少に少しでも歯どめ、また経済効果で地方創生ができるのではないかと思ひ質問します。

先般勝浦町へ、学校法人勝浦学園徳島医療福祉専門学校へ行ってきました。定員40名です。卒業生の就職先は、7割ぐらいの生徒が県内就職とのこと。人口減少に少しでも歯どめになり、地方創生になるのではと思ひ質問します。

現在多くの若者が県外の大学、また専門学校に入学し、卒業後は県外で就職し、家庭を持ち、生活し、定年になり退職したとき、本人はふるさと阿波市へ帰ろうと相談すると、嫁、子どもたちは徳島へ帰らないと大半の人が言うと思ひます。帰るのなら本人1人で帰ってくださいというのが現実であろうと思ひます。本人も県外でということになれば、地方は空き家がふえるのではないかと思ひます。人口減少の歯どめに、大学、また専門学校の誘致を前向きに検討を要望いたします。若者の少ない時代に、今さらとの思ひもあらうと思ひますが、阿波市の未来のために実現できますよう検討、要望いたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 出口議員の一般質問1項目め、地方創生について、大学校または専門学校の誘致についてということでお答えをいたします。

阿波市の人口減少問題とその対策につきましては、現在阿波市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中であります。その中で、対策の一つとして大学校が阿波市に設立されるとなれば、人口増加が見込まれるとともにアパートや食料品などの生活に必要な需要が増し、大きな経済効果や災害時の協力体制等、地域コミュニティの活性化も期待でき、まちも元気になるものと考えます。しかしながら、学生数が減少している今日、既存大学間での学生確保競争も激しさを増しているところでもあります。全国的な私立総合大学に対する誘致事例を見てみますと、かなり高額な建設補助金の支出や用地費の購入にあわせ、無償貸し付け等も行われているようであります。中には、収容定員1人当たりに対して40万円の補助金制度を整備して新規の大学の誘致を行っている市もあるようです。また、小規模な専門学校等も学生数は年々減少傾向にあると聞いておりますけれども、理学療法や作業療法等の学科を持つ医療福祉専門学校は、全国的には幾つか設立されているようでございます。今後、文部科学省や厚生労働省と国の動向も注視し、徳島県の関係機関や市の福祉、企画総務部とも連携をとりながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



○議長（木村松雄君） 出口治男君。

○16番（出口治男君） 答弁がございましたが、現実はかなり厳しいもんがあるかと思えます。私は廃校跡とか大きな施設、使っていない施設、またあまり使っていない施設、それを有効活用して、諦めずに大学または専門学校の誘致に頑張ってください、少しでも人口減少の歯どめになるよう頑張ってください。

この件はこれで終わります。

次に、有機の里阿波市、農産物の有利販売について。

題目はちょっと大きいんですが、内容は給食センターの調理くずとか残渣と、それとし尿とかをまぜて有機堆肥をつくってはどうかという質問を行います。

環境省は、学校給食の食べ残しや調理くずのリサイクル、堆肥に乗り出す、給食ごみを肥料に再生するなど、札幌市、長野県松本市、岐阜県恵那市の3市のモデル事業に7月から最大300万円を補助する省リサイクル推進室は、今後二、三年続けて結果を検討し、有効な事例を全国に広げたいと話している。環境省によると、2013年度に全国の小・中学校で給食を調理したり食べたりした際に出た食品廃棄物は、児童・生徒1人当たり17.2キロ、リサイクル率59%、食品製造業の95%などと比べ低い水準にとどまっております。

札幌市の小学校では、6年から給食ごみを堆肥にして野菜を育てている、この取り組みを後押しし、リサイクルの仕組みや廃棄物削減に関する環境教育を推進をしております。また、松本市の小学校では、まだ食べられるのに捨てられている食品ロスを減らす重要性などを教えるとともに、食べ残しの量を継続的に調べて児童の意識変化を分析。恵那市の小学校では、給食ごみを肥料にして大豆を栽培し、みそをつかって食べるまで体験してもらおうと。環境省はモデル事業を3市で行っているのです。今からは調理くずや食べ残しのモデル事業は多分難しいとは思いますが。私は、環境組合においてし尿の堆肥もされております、それに給食センターの廃棄物とまぜて堆肥化をして、農家に有機肥料として作物を栽培していただき、有機の里阿波市として農産物の有利販売ができないかと思ひ質問をしました。ぜひ環境省のモデルに事業として認定してもらってはどうかと思ひます。

また、先般樫原議員よりこの問題と同じようなものがございましたが、少し違いますので答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 出口議員のご質問2点目、有機の里阿波市、農産物の有利販

売について、1項目めの給食センターの調理くず、残飯とし尿との堆肥化をし、全国のモデル事業の認定をにつきまして、市民部よりお答えいたします。

給食センターから出る残渣を利用して行うモデル事業といたしましては、環境省の学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業がございます。この事業は、学校給食から発生する廃棄物の3R促進の先進事例の普及や食育、環境教育活動を促進するため、平成27年度当初に公募し、札幌市など3市が実施市町として選ばれたところでございます。調べましたところ、その事業の一例では、給食残渣からできた有機肥料を活用し、つくった大豆を利用、生徒が食べるというものでございます。この一連の過程を学び、環境教育、食育をさらに促進するというものでございます。

ご質問の、残渣を阿北環境施設組合のし尿処理施設で混合させ堆肥化を行うモデル事業はあるかを環境省へ問い合わせしましたところ、リサイクルのモデル事業は市町村提案型の公募であり、環境教育、食育の推進やリデュース、リユース、リサイクルの3R推進など、総合的な取り組みが可能かどうかを判定し、認定を行っているとのことでした。このモデル事業の公募期間は平成27年5月で終了しており、来年度のモデル事業実施については、現在予算措置が前提であるため未定であるとの回答でありました。

次に、阿北環境施設組合のし尿処理施設は、人の排出するし尿等の中に含まれる有害な窒素化合物を無害な窒素まで分解する施設で、し尿処理過程で発生する脱水汚泥ができます。この汚泥は、水分濃度が75%以下であり臭気も少なく、これまで希望農家に肥料として農地還元しています。平成26年度の脱水汚泥の出荷量は953.5トンです。仮にこの施設の受け入れ槽へ生野菜等の混入があった場合は、髪の毛やビニール等と同じ夾雑物としてフィルターにかかり、焼却処分の対象になり、当施設では給食センターの調理くず、残飯の投入は困難でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(16番出口治男君「教育委員会の答弁は結構です。多分一緒だろうと思いますので」と呼ぶ)

○議長(木村松雄君) 出口治男君。

○16番(出口治男君) 今答弁をいただきましたが、最初からいろいろと詰まると。ある程度水分濃度が75%以下になった時点で給食センターのごみとまぜれば堆肥になるのではないかと思います。またそこを、その方面についても十二分に検討していただきたいと思っております。

2問目はこれで終わります。

次に、船戸切幡上板線バイパスの沿線についてを質問いたします。

現在、土成支所北から成当地区はバイパスの路線も決まり、工事中のところもあれば完成して通行をしているところもありますが、それからの路線は決定していないようにも聞いております。現在水田、秋月地区の切幡上板線は、道幅も狭く対向できない場所が多くあります。朝夕は車も多く通行をし、全国津々浦々から歩き遍路さんが多く見られます。事故が起こらないかと危惧をしています。水田、秋月地区のバイパス路線が決まり、その後用地交渉とか工事の完成までに長時間かかります。現在の船戸切幡上板線の秋月水田間に、せめて早期に待避所または改良していただき、事故のないよう、また車がスムーズに通行できますよう県に陳情をお願いいたします。

両方あわせての陳情をお願いします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 出口議員の一般質問3点目、県道船戸切幡上板線バイパスの沿線についてご質問にお答えいたします。

まず、1点目の船戸切幡上板線バイパス路線計画でございますが、一般県道船戸切幡上板線につきましては、現在東部県土整備局吉野川庁舎において道路整備が進められており、阿波市土成町では土成バイパス整備が整備中で、土成町成当、土成小学校西側から土成町丸山、土成支所北側までの延長約2.3キロメートルが整備区間となっております。この区間におきましては、用地取得も全て完了しており、バイパス区間の西側となる土成小学校前から東へ向け約1.2キロメートル区間につきましては昨年7月に完成し、供用を開始しております。土成支所西側の残り1.1キロ区間につきましては現在整備中であり、施工完了区間から順次供用される予定であります。一方、市場町の県道切幡川島線から東側500メートル区間につきましては、切幡工区として事業計画を行い、東より290メートル区間につきましては、詳細設計、用地の境界立会等も完了し、一部工事に着手しております。

ご質問であります切幡工区と土成バイパス工区を結ぶ区間約1.4キロメートルにつきましては、路線計画は現在白紙状態ではありますが、早急な整備が望まれる区間であると認識しております。新庁舎、交流防災拠点施設アエルワ、学校給食センターが完成した今、来庁者はもとより各種イベントも頻繁に開催されており、災害発生時には後方支援拠点としての機能も有しています。本県道も重要なアクセス道路であり、交通量も増加している

ことから、早期の完成や事業化が図られるよう県に対し積極的に要望を行っていきたくないと考えております。

続きまして、2点目の秋月、水田地区の待避所の設置要望についてお答えいたします。

土成小学校南側から新庁舎の市場町切幡区間約1.9キロメートル間の現道につきましては、車道幅員が4メートル未満がほとんどの狭隘区間であり、車両等の対向、歩行者の通行にも不便を来し、危険な状態にあります。先ほど申し上げましたとおり、本県道は重要な路線であることから、現在整備箇所を早期完成が優先されますが、当区間は住宅も密集していることから、用地のご協力が得られ、待避所の整備効果が図られる区間につきましては、県に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 出口治男君。

○16番（出口治男君） 用地交渉については市のほうがするんでしょうか、県でしょうか、両方ですか。また、地元にも議員もおりますので、早期に解決できるようになるかもわかりませんので、いつでも言うてください、4人おりますので。

船戸切幡上板線バイパスの早期の延伸とあわせ、船戸切幡上板線の生活道路として改良をしなければならない道路でございます。延線を県への陳情を強く強く要望いたしまして、この問題につきましては終わります。

次に、市内にある温浴施設の指定管理について、施設の経営状況について、御所の郷の基金の活用について、両施設の使用料及び今後の見直しについての答弁をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 出口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4つ目の市内にある温浴施設の指定管理についてでございます。項目といたしましては、1つ目が施設の経営状況について、2つ目が御所の郷の基金の活用について、3つ目が両施設の使用料及び今後の見直しについてでございますけれども、産業経済部からは1点目と3点目をあわせてご答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

本市が所有する温浴施設につきましては、土成町吉田にございます温泉施設御所の郷、それと阿波町北正広の土柱休養村センター、阿波土柱の湯の2つの施設がございます。このうち、産業経済部が所管いたしますのは土柱休養村センターでございます、これは昭

和53年に、当時の阿波町におきまして土柱休養村温泉として住民相互の交流と健康、活力の増進を図ることを目的として建設された温浴施設でございます。平成23年度に老朽化に伴う施設の改修工事を行いまして、翌24年度からは管理体制の充実を図るため、新たに指定管理者制度を導入し、公募の結果、現在に至るまで阿波町の有限会社大塚クリーンリネスが管理運営を行っております。それまでの運営状況につきましては、財団法人阿波町土柱休養村協会が行っておりました。経営状況は、施設の老朽化などによる来客数の減少によりまして著しく経営が悪化し、例えば平成20年度には、年間650万円の指定管理料に加えまして410万3,000円を補助しております。また、21年度にも650万円に加えて、利用者激減対策といたしまして436万8,000円の補助、最終的に最終の年度となりました平成22年度には650万円にさらに650万円の補助など、到底独自の運営は困難な状況となっておりました。指定管理者制度開始後の指定期間につきましては、平成24年4月1日から当初の3年間で終了いたしまして、現在は平成26年第4回阿波市議会の定例会でもご承認をいただきました土柱休養村センターの指定管理者制度の指定についてご承認いただきましたとおり、新たに平成27年4月1日からの3年間で同社に継続して委託しているところでございます。

本施設の経営状況につきましては、主な収入は入浴料でございますが、指定管理者制度導入前の平成22年度には年間4万6,000人だった利用者も、制度導入後の平成24年度には6万7,000人と増加しております。また、平成25年度は6万9,000人、そして昨年度には7万人、年々利用者をふやしておりまして、民間企業の経営努力が見える結果となっております。

経費面では、同社が他の事業におきまして自社製造しておりますチップをバイオマスボイラーに使用することで、高騰傾向にございます重油の使用を減らすなどの経費削減を図っております。また、人件費におきましても、効果的な人員配置による経費の抑制などの対策も講じていることから、管理運営も含め、相対的な経営状況については良好に行われているものと捉えております。

次に、3つ目の両施設の使用料及び今後の見通しについてでございますが、さきにも申しましたように、土柱休養村センターにつきましては24年度から指定管理者制度を導入しております。制度開始に係る当初の公募の段階から、この施設の管理運営は、この施設を使用しながら接客から運営全般を行わなければならないこと、また過去の利用者数や運営状況を勘案して、施設の使用料は無料と設定してまいりました。

また、土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の施行規則がございますが、これの第2条第3項におきましては、使用料につきましては休養村センターの利用状況等を把握、勘案して定める旨の規定がございます。現在、指定管理者からは月例での入場者数の報告と年間の決算報告が提出されてきておりますけれども、毎年の収支に大きな変動はなく、ここ3年間の実績での収支決算の状況は、年ごとに提出がされております損益計算書を見てみますと、平成24年におきましては340万円のマイナス、25年度は450万円のマイナス、26年度が310万円のマイナスとなっておりますが、これはさきに申し上げましたボイラーなど大型機械の減価償却分も含まれておりまして、これを除いた単年度の決算として見てみますと、3年間の合計で約210万円ほどの利益、そしてそれぞれはばらつきがあるものの、平均いたしますと1年当たり70万円程度の黒字という状況となっております。これら利用状況や収支結果及び施設管理の実態等を総合的に勘案した結果、現在も使用料は無料としております。今後の見直しについてでございますが、今後この施行規則に基づきまして、利用状況や収支等の実態を総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、出口議員の一般質問の4点目、市内にある温浴施設の指定管理についての3項目について、企画総務部のほうより御所の郷について順次答弁させていただきます。

1項目の施設の経営状況についてであります。土成健康センター御所の郷は、市民の健康と増進と地域の活性化を図るため、温泉施設を核とした健康と交流の拠点施設として平成14年4月にオープンし、管理は第三セクターである株式会社御所リゾートに委託されました。その後、平成15年には地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、土成健康センター御所の郷も公の施設であるため、3年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することになり、平成18年度から指定管理者として株式会社御所リゾートとの間で管理協定書を締結し、運営を行っております。

また、施設の経営状況につきましては、過去5年間の売上高を見てみますと、常に3億円以上を年間売り上げ、多いときには3億5,000万円を超える売り上げを計上しております。平成26年度の売上高約3億3,000万円を部門別の割合にしてみますと、地元農産物等を販売している売店収入が約37%、次いで入浴収入が28%、以下飲食収入が23%等となっております。また、利用者数においても、過去5年間においても年間20万人以上の状態を維持しており、適正な運営ができているものと考えています。土成健康センター御所の郷がオープンして本年度で14年目を迎えており、本年8月には入館者数が開館以来300万人を記録し、該当した来館者に市長より記念品を贈呈したところがあります。

一方、土成健康センター御所の郷の建物については、開業して14年目を迎えており、全体的に施設の老朽化が進んでおります。現時点で設備に故障等が発生した場合には最小限な局部的な修繕で対応しておりますが、大規模な故障が発生すると休館も考えなければならないことから、今後計画的な設備更新が必要な時期を迎えております。土成健康センター御所の郷は立地条件もよく、市民を初め市外からも多くの方が来館する阿波市にはなくてはならない施設であります。

これらのことから、指定管理者である株式会社御所リゾートと協議検討を重ね、耐用年数を迎えている施設整備等の計画を立て、土成健康センター御所の郷の適正な維持管理を図り、来館者が快適に利用できる憩いの場としての施設運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、2項目めの御所の郷の基金の活用について答弁させていただきます。

土成健康センター御所の郷については、株式会社御所リゾートと締結しております管理協定書の第8条、これ使用料についてであります。この項に使用料は年額1,080万円とし、年度末までに支払うことと定めております。使用料につきましては、阿波市総合福祉施設整備基金条例によりまして基金として積み立てており、平成26年度末の現在高は約1億3,600万円となっております。当該基金の設置目的は、阿波市の総合福祉施設改修等整備に要する経費に充てるとされており、総合福祉施設である土成健康センター御所の郷及び土成保健センターの改修等の整備に要する経費に充当できるものと考えております。土成健康センター御所の郷は、既に申しましたように全体的に老朽化が進行している状況にありますので、それと設備の中で耐用年数が間近に迫っているものもありますので、今後においては計画的な設備更新が必要となっております。このことを踏まえ、市

の財政状況、設備改修の負担割合等課題がございますが、指定管理者と計画的な基金の有効活用について十分協議の上、本年度中に方針を決定したいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

次に、3点目の施設の使用料及び今後の見直しについて答弁させていただきます。

先ほども答弁いたしました但、土成健康センター御所の郷につきましては、指定管理者のほうから年額1,080万円の使用料を年度末にいただいておりますので、この使用料は現在の指定管理期間、平成23年4月1日からの年額でございます、使用料1,080万円の内訳は、土地使用料が160万円、建物使用料が920万円となっております。使用料の算出方法につきましては、阿波市行政財産使用料条例にございます土地建物に準じて算定しております。よって、議員質問の使用料の見直しについてであります但、市といたしましては、現在の使用料1,080万円は施設用地や建物面積をもとに条例に照らして適正に算出をし、決定しており、現時点での見直しについての検討は考えておりません。しかしながら、使用料の変更を行う場合には指定管理者と十分な協議を行いまして、適正な使用料を決定したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 出口治男君。

○16番（出口治男君） 今見事な答弁をいただきました。

昨年ですか、1カ月ぐらい休館して数千万円のリニューアルをしたと聞いております。基金は出ていないそうです。それがあるのであれば、当然そこから出すのではないかと思います但、市長、答弁いただきます。

○議長（木村松雄君） 藤井副市長。

○副市長（藤井正助君） 出口議員の市内にある温浴施設の指定管理について、1番目、施設の経営状況について、2番目の御所の郷の基金の活用について、それから3点目の両施設の使用料及び今後の見直し等々につきまして、総括して私のほうから答弁させていただきます。

ただいま企画総務部長、また産業経済部長より答弁いたしましたように、土柱休養村センターと阿波土柱の湯、また御所の郷は、合併時に土成町、阿波町より継承された阿波市の公共施設でございます。建設時の経緯が、土柱の湯は公設公営、御所の郷につきましては、建設当初の計画が公設民営を目的とし、それぞれ建設したわけでございます。御所の



郷につきましては、合併時点の旧土成町が資本金8,000万円のうち25%に当たる2,000万円を支出している第三セクターでございまして、現在阿波市のほうに継承されているということでございます。御所の郷につきましても、平成17年度の合併時には開所して4年目でございます、当該施設は旧土成町に保健センターを併設して建設された施設でございます。その財源もろもろが、いわゆる地方債借入金でございまして、この借入金につきましては、平成25年度までに合併前の土成町、また合併後の阿波市において償還を完了いたしました。合併後に阿波市がこの事業に要した借入金で償還した額は約7億9,000万円でございます。そういうことで、それぞれの施設の建設経費を考察しますと、単純に比較することができないものと考えております。しかし、本議会で説明させていただきます阿波市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案におきまして、阿波市への新たな人の流れをつくるの中で、両施設とも観光振興の拠点として阿波市にとってなくてはならない施設でございます。今後の両施設の使用料や、特に御所の郷における総合福祉施設整備基金の活用につきましても、基金を取り崩し、阿波市の一般会計予算として御所の郷に補助金として活用する際には、市と指定管理者との間において法律的、効果的な執行が不可欠となります。市からの出資等にも考慮し、また大規模な修繕工事の場合には市と指定管理者による慎重な協議、また市議会にも明確に説明できる負担割合を検討することになると考えております。ということで、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（木村松雄君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（藤井正助君） 当時の、指定管理の協定書の中で、市と指定管理者との協議の中で、それは協議させていただくという文言が入っております。それに基づいて協議した結果、御所リゾートのほうで支出したということでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出口治男君。

○16番（出口治男君） 質問する順序が少し間違えましたが。

私は、土柱休養村センター施設は大改修して指定管理になって、その後年々予算が支出しているの不思議と思い、この温浴施設について質問をした次第でございます。平成24年度から営業してますから、その以前、それは大改修で7,900万円、24年度修繕675万円、25年度523万円、平成26年度1,210万円が支出されております。使用料はなしです。先ほどの答弁によりますと、土地とか建物とかそういうものは使用料をいただきますということでしたが、これ両方同じ条件ではないなと思います。

また、片や御所の郷は使用料年間1,080万円、現在1億3,608万円余り基金として積み立てしております。先ほどの答弁でしたが、一度も使っておりません。しかし、御所の郷は14年が経過し、老朽化し、大規模修繕及び改装は施設の持ち主である、私は市が当然すべきと思います。これは答弁があったと思いますが、もう一度市長の明快な答弁を求めます。

また、両施設とも消費税増税により経営が苦しくなっていると思います。また、今後消費税の増税が予定されております。また、近年地方は経済が悪化をしております。特に両施設周辺は農村地帯です。国はミニマムアクセス米77万トン、またTPPによりアメリカより数万トン、またその何十%かオーストラリアから米を入れようとしております。両施設とも農村地帯でございます。両施設とも経営努力だけで乗り越えられるものではないかと思います。先を見越して使用料の大幅な見直しが必要だと思います。明快な答弁を求めます。

ちょっと待ってください、済みません。先ほどの管理協定書でございますが、18年度の管理協定書と23年度の管理協定書の違いが大きいので、これをまたもとへ戻す必要があるのではないかと思います。先ほどの副市長の答弁ですと、パーセントにおいて支出するような話になったのではないのでしょうか。パーセント、株式の。協議の上……。

ちょっと待ってください。

○議長（木村松雄君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出口治男君。

○16番（出口治男君） 18年から23年度の協定書においては、大規模改修は甲がすると、そのようになっております。ところが、あとの部分は協議するとなっておりますが、正味言うて、昨年もう何千万円もかけてしとるのにいっちょも出しとらんと、それも不公平なと私も思います。また、損益計算書では年々赤字になっているのに、3年間で何ぼかの黒字になつとると。この辺がちょっとようわからんので、もう一回答弁願います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 出口議員の再問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、平成25年度に御所の郷においてリニューアルとして7,000万円程度の改修工事を行った経緯を申し上げます。それにおきましては、代表取締役を中心に、御所の郷には役員がごぞいます、役員というのが。市の職員が役員の中に4名入っております。そして、そのときの際にも事業の概要とか法定、財源、いろんなことを市の職員も4名役員として出向いて行って協議した結果、市の補正予算のタイミングとか事業の緊急性も踏まえまして、自己資金でやりますということで役員会で決定して、その後総務委員会において事業の概要とか財源について説明をさせてもらった事業が、出口議員がおっしゃっている7,000万円かと思えます。ですので、そのときも役員さんと指定管理者と十分協議したという経緯でございます。

それと、2点目の平成18年度から指定管理者制度へと自治法の改正になりまして変更になったときも、過去の協定書と内容が違ふということについても、向こう了承のもとで契約内容を協定しておりますので、市の一方的な協定書ということでなしに、向こうの役員さんにも納得いただいて協定を巻いたという経緯がございますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

（16番出口治男君「損益計算書、黒字の分との差」と呼ぶ）

○議長（木村松雄君） 藤井副市長。

○副市長（藤井正助君） 先ほど天満部長が答弁いたしました土柱の湯の損益計算書についてでございますけど、これは25年が450万円の赤字、それから26年度が310万円の赤字というふうな答弁をしております。これはボイラーの減価償却費を入れた場合の損益計算書でございまして、答弁しましたとおり、これを除けば1年当たり約70万円の黒字となるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 出口治男君。

○16番（出口治男君） 両施設とも経営にはご苦勞されていると思います。温浴の両施設が、住民の限りない健康と福祉の向上、住民に愛され、誰もがともに支え合う福祉の交流拠点として活用されることを望みます。また、温浴施設については、今後とも注視していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木村松雄君） これで16番出口治男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第48号 平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第49号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第50号 平成26年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第51号 平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第52号 平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第53号 平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第54号 平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第55号 平成26年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第56号 平成26年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第11 議案第57号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第58号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第59号 平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第60号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第61号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

日程第16 議案第62号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について

日程第17 議案第63号 平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第2、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、議案第63号平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの計16件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

14日午前9時30分から決算審査特別委員会、15日午前10時から総務常任委員会、16日午前10時から文教厚生常任委員会、17日午前10時から産業建設常任委員会、午後1時30分から全員協議会です。

なお、次回本会議は25日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時00分 散会